大樹町議会基本条例（案）に対するパブリックコメントの実施結果について

〇実施期間　：　令和８年９月１８日（金）から１０月１９日（月）まで　計３２日間
〇公表場所　：　町ホームページ、議会事務局、生涯学習センター、福祉センター、高齢者保健福祉センター
〇意見数　　：　２人の方から３件のご意見をいただきました。

No.	条例に対する意見	町議会の考え方（対応）	条例への反映方法				備考
			修正	即記載	参考	その他	
1	●条例案４ページ、第５章　適正な議会機能と議会運営 第12条（議員研修の充実）関係 ・議員研修の充実が書かれていましたが、どこに行き、どんな学びがあり、どんなところが大樹町に活かせるか検討したかを町民に情報提供するべきではないかと思いました。	【町議会の考え方】 貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。 この条例は、「大樹町議会が、開かれ、わかりやすく、町民が参加し、信頼できる議会を実現するため、議会と町民が交わす約束として」制定するものです。条例案第６条（町民参加及び町民との連携）において、議会の活動に関する情報公開及び共有を徹底し、説明責任を十分に果たすことを明記しており、ご意見いただきました議員研修に関しても同様であります。議員研修の内容と成果を町民の皆様に説明することは、議会の透明性と説明責任を徹底し、町民に信頼される議会を築く上で重要だと考えます。 【対応】 議会は、研修実施状況と研修成果の活用状況について、議会だより、ホームページ等の広報手段を活用して皆様に情報提供いたします。			〇		
	●条例案４ページ、第６章　議員の政治倫理、議員定数及び報酬 第16条（議員定数及び報酬）関係 ・議員定数について別に定めると書かれていますが、その条例を見てもどのような基準でどう決めるのか書かれていません。町の人口は減っていく一方で議員数を決めるルールが明確でないと、人口と議員のバランスが崩れるのではないでしょうか。（人口5,000人程度の自治体の議員数の平均は10人だそうです。） 今のルールだと議員に不利なことは通らないと感じました。	【町議会の考え方】 貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。 議員定数は「大樹町議会の議員の定数を定める条例」により12人と決められていますが、人数を決める基準を定めたものではありません。 今回、議会改革に関する調査特別委員会を設置し、議員の意向調査、住民アンケートも実施して様々な角度から、町の人口動態、町民ニーズ、十勝管内の他町村の状況等を総合的に勘案し、協議・検討を重ねてまいりました。その結果、常任委員会の委員数は、議員同士で十分に議論するためには６人は必要であり、町民の多様な意見を適切に反映するため、２つの常任委員会を設置することが最適と判断したものであります。 自治体によって地域の事情は異なるため、規模が同じくらいであっても、定数に開きがある場合もありますが、時代や地域の事情も変化に応じて、その時その時に判断するものであります。 【対応】 議会は、今後、議員定数の改正に当たっては、第16条第2項に基づき、町政の課題、将来の展望等を踏まえて総合的に検討するとともに、町民の多様な意見を十分に考慮してまいります。 また、第19条（見直し手続）に基づき、議会運営委員会において定期的に議員定数の妥当性を検証し、社会情勢や町民ニーズの変化に応じて、継続的に改善してまいります。			〇		

No.	条例に対する意見	町議会の考え方（対応）	条例への反映方法				備考
			修正	即記載	参考	その他	
２	・私は６０才から定例会の傍聴（一般質問）を何回も傍聴して来ました。他の十勝管内（１市２村１６町）のすべてを傍聴して来ましたが、帯広の傍聴者の人に一般質問だけでなく予算委員も聞いて見なさいと言われ、今年初めて大樹町の予算委員会を傍聴しましたが、前（令和7年12月11日）に議員さんとの住民懇談会の場で２点程意見を言いましたが、予算委員会の中で、何の発言、質問もなくガッカリしました。やはり意見を言ってもムダなのがわかりました。 本文→基本条例（案）の制定の中身はとても良いのですが、本文通りになるのかとても心配です。	【町議会の考え方】 貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。 ご指摘の通り、条例を制定することだけでなく、その内容を実際の議会活動で具体化することが重要です。議会は、この基本条例に基づいて、町民の皆様からいただいたご意見を適切に把握し、議会の審査や議論に反映させる仕組みを整備し、前向きに取り組んでまいります。			○		